

第4章 施設整備の基本的な方針等

4-1 施設の規模・配置計画等の方針

(1) 文化施設の個別施設計画の基本方針

今後の維持管理の取組みについては、総合管理計画で示した「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」及び第1次行動計画で示した「維持・保全の基本方針」に基づき実施していきます。

まず、維持管理手法の区分については、計画的な維持管理を行い施設の機能や安全性を高い水準で維持する「予防保全型」と、損傷や不具合が発生してから修繕等を行う「事後保全型」に区分します。

埋蔵文化財センターは、第2章で設定した文化施設の目指すべき姿の(1)安全安心な施設、(2)生涯学習の拠点としての施設の考え方にもとづき、利用者にとって安全安心な施設であるとともに、良好な生涯学習環境の維持・向上が求められることから、「予防保全型」とします。なお、利用者が存在しない民俗資料収蔵庫と文化財倉庫のうち、建物の規模や収蔵している資料の種類を勘案して民俗資料収蔵庫を「予防保全型」、文化財倉庫は「事後保全型」とします。

施設のあり方の検討については、全施設を対象に、存続、廃止、縮小、集約化、複合化の方針や、施設の運用期間を検討し、施設の今後のあり方を検討します。あり方の検討①の時期は、鉄骨造(S造)である埋蔵文化財センターと民俗資料収蔵庫は建築後35年経過時点、木造(W造)である文化財倉庫は建築後15年経過時点としますが、すでにそれを経過している民俗資料収蔵庫と文化財倉庫については令和4年度(2022)に実施済みです。

耐用年数の設定については、鉄骨造(S造)である埋蔵文化財センターと民俗資料収蔵庫は、標準耐用年数を建築後60年とします。ただし、埋蔵文化財センターは、予防保全型維持管理を行い長期的に存続すべきと判断した場合は、躯体の健全性を確認のうえ問題がないことを前提として、目標耐用年数を建築後80年とします。事後保全型で木造(W造)の文化財倉庫は、標準耐用年数を建築後40年とします。なお、民俗資料収蔵庫と文化財倉庫については、あり方の検討①で示したとおり、廃止若しくは移転を前提として現施設は耐用年数を経過後は廃止するものとしていることから、長寿命化の検討は行いません。

埋蔵文化財センターの長寿命化の方針としては、前述の目標耐用年数まで使用するために、建物の耐久性や、機能水準を引き上げる対策を行います。具体的には、第2章で設定した文化施設の目指すべき姿の(3)持続可能な施設、(4)環境変化に対応した施設の考え方にもとづき、建物の耐久性向上対策として、構造躯体の経年劣化を回復する対策や、耐久性に優れた仕上げ材への取替、維持管理や設備更新を容易にするための改修、ライフラインの更新などを行います。また、

機能水準の向上対策としては、防災機能の強化などの安全・安心な施設環境の確保や、省エネルギー化やユニバーサルデザイン化などによる質的向上を図ります。

(2) 文化施設の規模・配置計画等の方針

施設の規模・配置計画等を検討するにあたり、過去5年間の利用状況とコストの推移を一次評価項目とします。そのうえで、必要性、公平性・公共性、代替性、有効性、将来性・機能性の5項目を二次評価項目として検討し、規模・配置計画に反映します。

ただし、文化施設はいずれも市内唯一の施設であることから、その特性上、適正規模・適正配置に関する具体的な計画は定めていません。文化財や郷土資料を収集・整理・保存し、調査研究、公開、教育普及を行うために、今後も同程度の機能を維持していくことを基本とします。ただし、収蔵資料はその性格上、年々増加しており、それらの整理・保存場所の確保は大きな課題であることから、規模については随時、弾力的に検討を行います。

なお、老朽化の著しい民俗資料収蔵庫と、特定の物件専用である文化財倉庫は、施設のあり方だけでなく、収蔵資料の将来性や活用方針を検討する中で、施設機能の移転(複合化)などを検討します。

4-2 修繕・改修等の基本的な方針

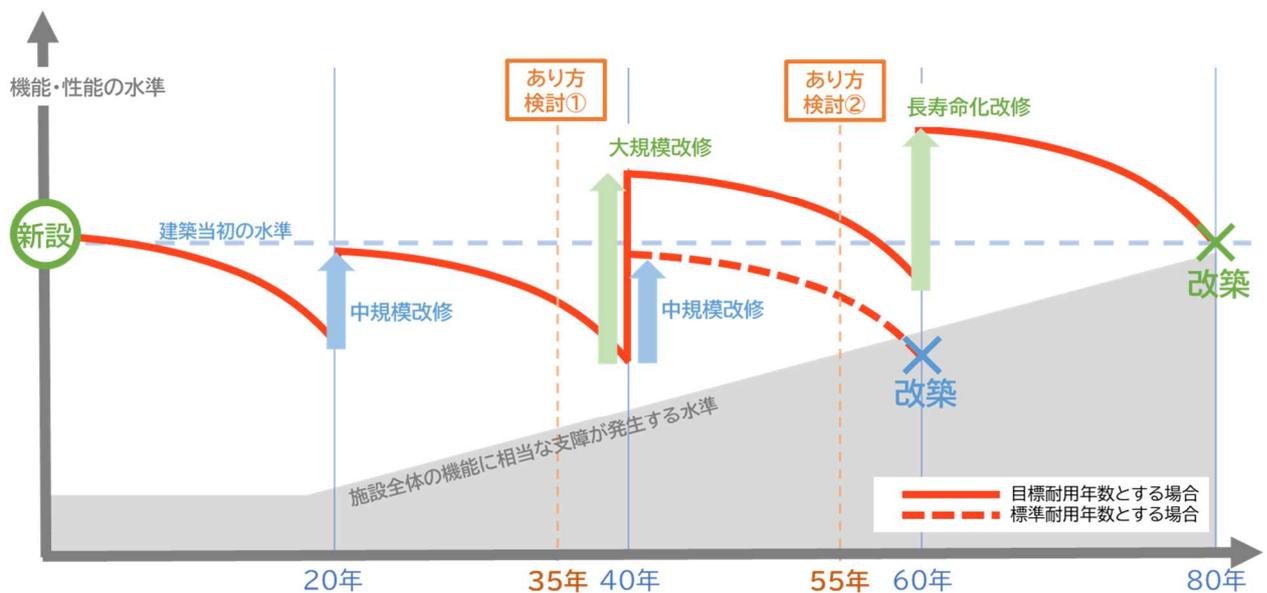
本計画では、第1次行動計画で示された、予防保全型維持管理を実施する施設のうち、修繕・改修周期の考え方に沿い、実施していくことを基本的な方針とします。なお、民俗資料収蔵庫は、予防保全型ではあるものの、あり方の検討①で示されたとおり、廃止若しくは移転を前提として現施設は耐用年数を経過後は廃止するものとしていることから、対象外とします。

4-3 目標使用年数、改修周期の設定

埋蔵文化財センターは、予防保全型維持管理を行い、長期的に存在すべきと判断した場合は、躯体の健全性を確認のうえ問題がないことを前提として、使用年数を目標耐用年数である建築後80年とします。また、劣化が進行した部位をある程度まとめて更新することで保全コストを縮減し、工事回数を減らすことにより利用者の利便性を確保するため、基本的な改修周期を建築後20年ごととします。

なお、民俗資料収蔵庫と文化財倉庫については、あり方の検討①で示したとおり、廃止若しくは移転を前提として現施設は耐用年数を経過後は廃止するものとしていることから、それぞれ使用年数は標準耐用年数どおり(民俗資料収蔵庫を建築後60年、文化財倉庫を建築後40年)とし、改修周期は定めません。

図表 4-1 修繕・改修のイメージ



出典:第1次行動計画